



# イベント、祭り等で 食品を提供される皆様へ

イベント、祭り等の会場でテント等を張って、  
食品を調理して販売する際には、開催地を管轄する  
保健所への営業許可申請等が必要となります！！

## 1 会場で食品を調理して販売する場合（たこ焼き、焼き鳥等）

臨時営業許可（飲食店営業）が必要です。

### ① 準備するもの及び必要事項（事前相談）

- (1) 施設基準：裏面のイラスト参照
- (2) 取扱品目：保健所が品目ごとに作り方を確認し、  
許可の可否を判断します。

複雑な加工や調理工程のもの、提供直前に加熱されないもの、食中毒事故の多い品目は、認められません。

### ② 申請 開催の1週間前位に申請してください。

- (1) 申請書：臨時営業許可申請書
- (2) 許可期間：期間は本人の申出による（最長10日）。
- (3) 手数料：各保健所にお問い合わせください。

### ③ 許可取得 即日発行

営業時は「臨時営業HACCP」に必要事項を記録しましょう



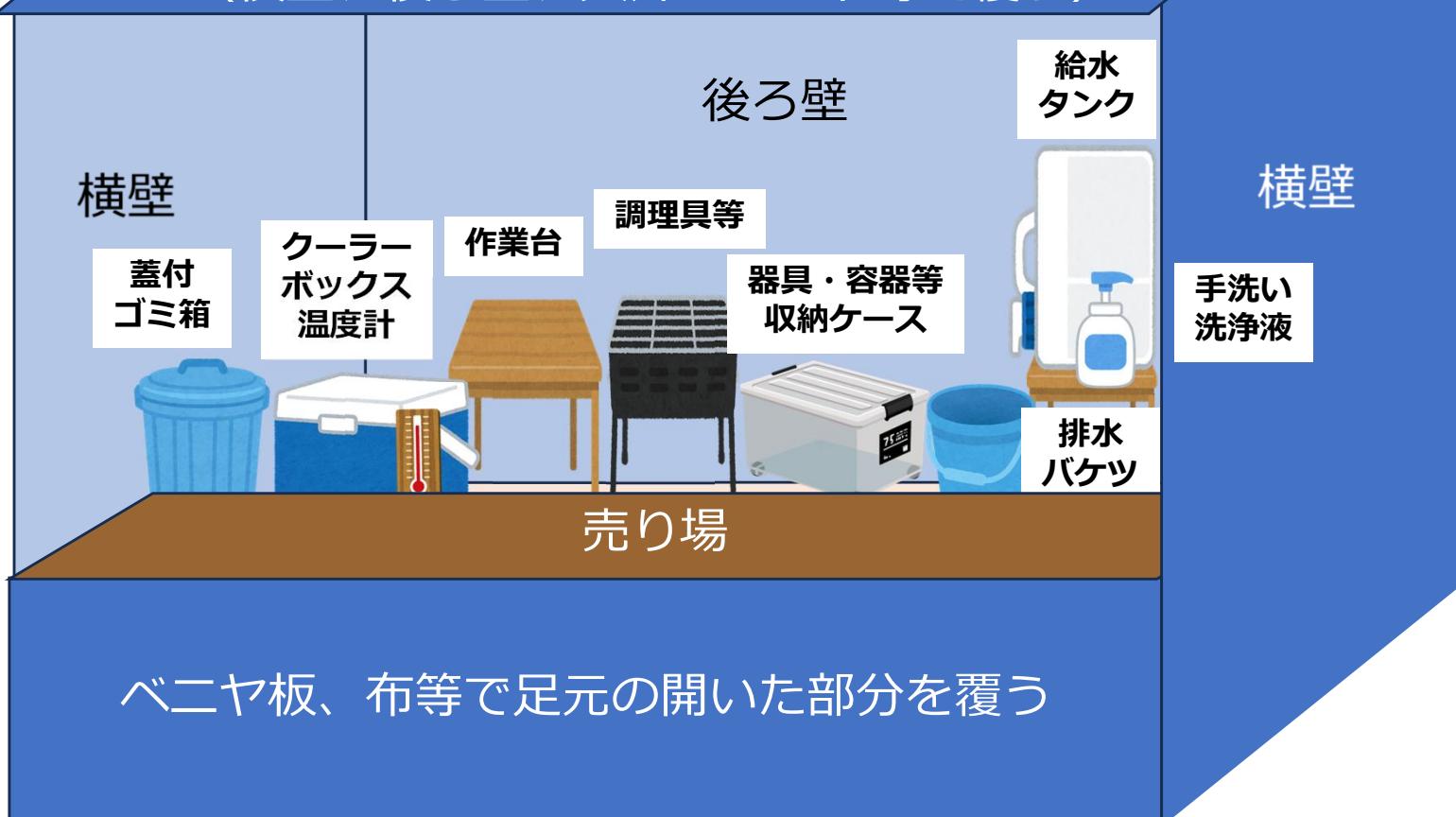
## 2 包装された既製食品をそのまま販売する場合

行商の届出が必要です。

- ※ 食品には適切な食品表示が必要です。
- ※ 申請手数料は不要です。

## 図) 臨時営業の施設基準、必要な設備

テント3方張り  
(横壁、後ろ壁、天井はシート等で覆う)



※ 給水タンク 1品目の場合 : 40L 複数品目の場合 : 80L

※ クーラーボックスの温度計 隔測温度計（クーラーボックスを開けずに温度が確認できるもの）

### 臨時営業の取扱食品及び取扱等の制限について

臨時営業では、取扱いできる食品が限られています。



#### ※取扱可能な食品

- ① 簡易な加工、調理工程を経て提供でき、供食直前に十分加熱された食品
- ② 供食直前に十分加熱された飲料
- ③ 供食直前に小分けされた既製の飲料、アイスクリーム類
- ④ 密閉式削氷機を用いて削られた削氷



詳細は、イベント、祭り等の開催地を管轄する保健所まで  
お問い合わせください！

### お問い合わせ先

中央保健所 電話 (0985)28-2111

日南保健所 電話 (0987)23-3141

都城保健所 電話 (0986)23-4504

小林保健所 電話 (0984)23-3118

高鍋保健所 電話 (0983)22-1330

日向保健所 電話 (0982)52-5101

延岡保健所 電話 (0982)33-5373

高千穂保健所 電話 (0982)72-2168